女性活躍推進法に基づく 特定事業主行動計画

平成28年3月

日野病院組合

日野病院組合における女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画

平成28年3月31日

日野病院組合における女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画(以下「本計画」という。)は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号。以下「法」という。)第15条に基づき、日野病院組合が策定する特定事業主行動計画である。

1. 計画期間

本計画の期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間とする。

2. 職場環境の改善に向けた体制整備等

本組合では、組織全体で継続的に職場環境を改善するため、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等について協議を行うこととする。

3. 職場環境の改善に向けた数値目標

法第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定に係る内閣府令(平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。)第2条に基づき、女性職員の職業生活における活躍に関する状況等を把握し、改善すべき事情について分析を行った。

当該課題分析の結果、次に掲げる事項について目標を掲げる。

【継続就業及び仕事と家庭の両立】

- ・ 平成32年度までに、超過勤務時間の削減を目指す。
- ・平成32年度までに、男性職員の育児休業取得、配偶者出産休暇及び、育児参加のための 休暇の取得を推進する。

○内閣府令第2条に基づき、把握する項目は以下の7項目

- ①採用した職員に占める女性職員の割合
- ②平均した離職率の男女の差異
- ③職員一人当たりの各月ごとの超過勤務時間
- ④管理的地位にある職員に占める女性職員の割合
- ⑤各役職段階にある職員に占める女性職員の割合
- ⑥男女別の育児休業取得率及び平均取得期間
- ⑦男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率及び平均取得日数

4. 目標を達成するための取組及び実施時期

3. で掲げた数値目標その他の目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施する。

【継続就業及び仕事と家庭の両立】

- ・可能な部署においては、フレックスタイム制度等の活用による勤務時間の効率的・弾力 的な運用により超過勤務時間の短縮を図るとともに、仕事と家庭の両立を推進し、働き やすい職場を目指す。
- ・組織として、男性職員の育児参画を進める。また、出産を控えている全ての男女に対し、面談を行い、各種両立支援制度(育児休業、配偶者出産休暇、育児参加のための休暇等)の活用促進に関する助言を行う。

(以上)